

平成25年度

伊那市環境報告書

(平成24年度環境調査実績)

伊那市市民生活部生活環境課

目次

1	平成24年度 環境保全事業	1
	(1)公害苦情受理状況	1
	(2)自動車交通騒音調査	2
	(3)河川水質検査	4
	(4)環境審議会	4
	(5)自然保護	5
	(6)環境美化	5
	(7)環境教育	6
	(8)補助	6
2	平成24年度 廃棄物処理事業	7
	(1)廃棄物処理	7
	(2)ごみの組成	8
	(3)補助	8
3	平成24年度 事業の沿革	9
4	条例等改正状況	10

1 平成24年度 環境保全事業

(1) 公害苦情受理状況

公害苦情の受付件数は、廃棄物処理法の改正により野外焼却が禁止されてから増加傾向にあります。

被害の種類は、実際に健康や財産に被害を受けたものは少なく、感覚心理的な公害苦情が多くなっています。

○件数

年度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	年計
**	29	4	1	8	0	0	11	33	86

○種別内訳

種別	内容
大気汚染	廃棄物の野焼き、不適正な焼却炉の使用など
水質汚濁	車両事故による油流出、灯油等の河川流出など
騒音	近隣工場からの騒音、自動車などの交通騒音など
悪臭	廃棄物の焼却、野積み堆肥など
その他	ペットの不適正な飼育、空き家・空き地の管理など

○用途地域別

都市計画用途地域								都市計 画区域 外	合計
住居	近隣 商業	商業	準工 業	工業	工業 専用	無指 定	計		
19	0	2	0	0	0	64	85	1	86

○種類別

健康	財産	動植物	感覚・心理	その他	合計
1	0	13	65	7	86

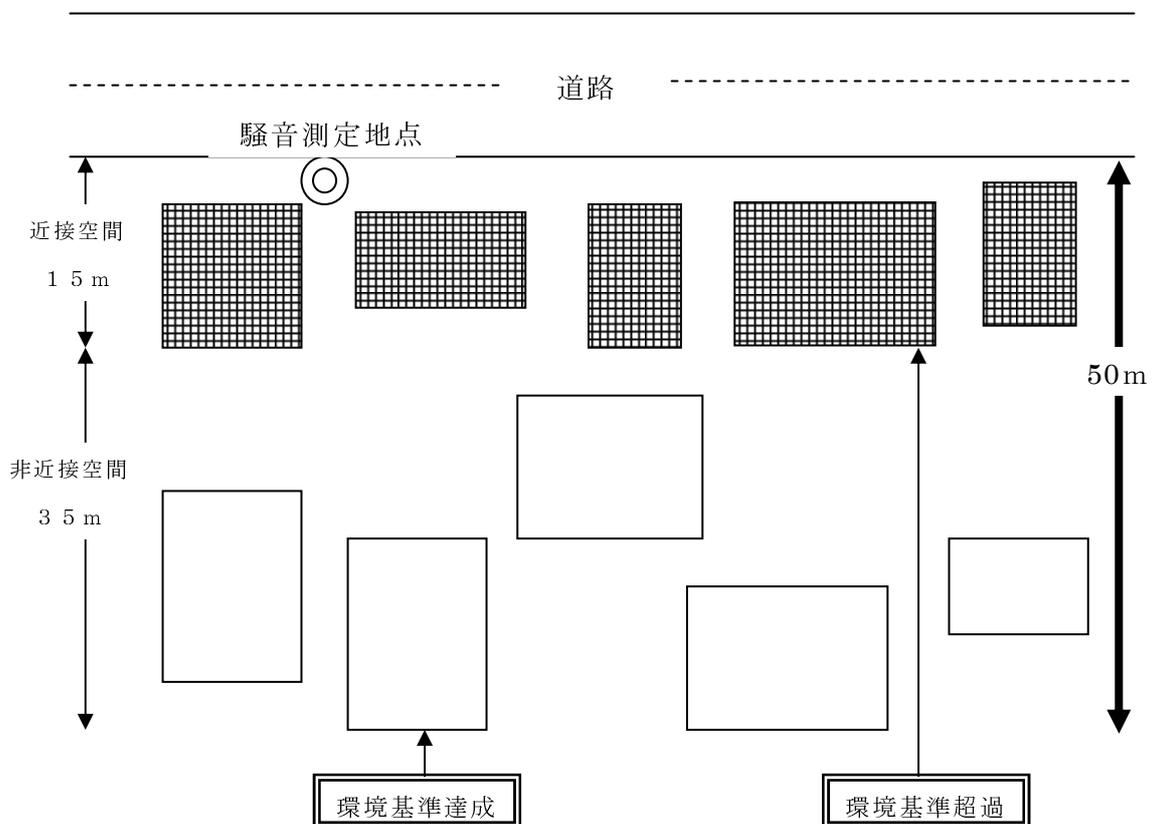
(2) 自動車交通騒音調査

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、伊那市内の自動車騒音の状況を常時監視するため、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成12年5月15日付け環大二第51号、環大企第101号 環境庁大気保全局長通知 以下、「評価マニュアル」という。)及び「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成17年6月29日付け環管自第050629002号環境省環境管理局長通知)に基づき、伊那市内の主要幹線道路における様々な道路条件、沿道条件等を踏まえ、道路交通騒音の環境基準達成状況を戸別建物ごとに的確に評価することを目的として自動車騒音測定及び、面的評価を行っています。

○面的評価

高速道路、国道、県道、4車線以上の市道などの幹線道路に面する地域での騒音を、幹線道路から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出する評価方法

対象地域内に住居等が全部で10戸あり、そのうちの5戸が環境基準に適合する場合は、面的評価による環境基準の評価は、「国道〇〇号の△△の区間では、全戸数10戸のうち適合戸数は5戸であり、環境基準の適合率は50%である。」となります



【結果】

評価対象道路に面する地域の住居（道路端から 50m 以内・538 戸）のうち、昼間・夜間とも環境基準を達成したのは 494 戸（91.8%）、昼間のみ環境基準を達成したのは 0 戸、夜間のみ環境基準を達成したのは 1 戸（0.2%）であった。昼間・夜間とも環境基準を超過したのは 43 戸（8.0%）であった。

路線別では、国道 153 号線については、対象 117 戸のうち、昼間・夜間とも環境基準を達成したのは 74 戸（63.2%）、昼間・夜間とも環境基準を超過したのは 43 戸（36.8%）であった。

国道 361 号線については、対象戸数 421 戸のうち、昼間・夜間とも環境基準を達成したのは 420 戸（99.8%）、夜間のみ環境基準を達成したのは 1 戸（0.2%）であった。

○騒音測定

（平均値・単位 dB）

測定路線・地区	戸数	近接空間		非近接空間	
		昼間	夜間	昼間	夜間
1 国道 153 号・表木 （宮田村境～沢渡交差点）	117	72	68	53	46
2 国道 153 号・沢渡 （宮田村境～沢渡交差点）		71	68	44	41
3 国道 361 号・中央区 （入舟交差点～新山入口交差点）	421	69	62	57	50
4 国道 361 号・日影区 （入舟交差点～新山入口交差点）		70	62	53	36

平成 24 年 11 月 20 日から 21 日（No.3、No.4）

平成 24 年 11 月 21 日から 22 日（No.1、No.2）

参考

近接空間基準値		非近接空間基準値	
昼間	夜間	昼間	夜間
70	65	65	60

注) 近接空間（幹線交通を担う道路に近接する空間）

次の車線数の区分に応じ道路の敷地の境界線からの距離によりその範囲を特定

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・ 2 車線を越える車線数を有する幹線交通を担う道路 20メートル

(3) 河川水質検査

○環境基準の類型指定河川（平均値）

河川・地点	類型	測定	BOD	大腸菌群数
天竜川・水神橋上	B	平成 24 年 12 月	1.0	490
天竜川・旧食肉センター前	A		1.1	700
三峰川・弁財天橋上流	A		0.5	330
三峰川・町内排水放流先	A		0.5	220

（単位：BOD－mg/l、大腸菌群類－MPN/100ml）

・類型指定

河川名	区分点・区間	類型
天竜川（1）	岡谷市と辰野町の境界～三峰川合流点	B
天竜川（2）	三峰川合流点～宮ヶ瀬橋	A
三峰川	全域	A

・類型：A 類型－BOD：2mg/l 以下、大腸菌群類：1,000 MPN/100ml 以下

B 類型－BOD：3mg/l 以下、大腸菌群類：5,000 MPN/100ml 以下

(4) 環境審議会

○伊那市環境保全条例第 30 条の規定に基づき設置する審議機関

ア 審議委員構成

市議会議員	1 名
識見を有する者	9 名（内、公募 1 名）
関係行政機関の職員	1 名

イ 開催状況

開催日	会議事項
平成 24 年 7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> 地下水等採取許可申請について 市環境施策報告
平成 25 年 1 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> 地下水等採取許可申請について 環境保全条例及び規則改正について 新ごみ中間処理施設に係る環境影響評価準備書について

(5) 自然保護

ア 自然公園

自然公園法及び長野県立自然公園条例に基づき、地域内での一部行為について、許可又は届出が必要となります。

(申請・届出件数)

南アルプス国立公園	10件
中央アルプス県立公園	3件
三峰川水系県立公園	9件

イ 自然保護学習会

ミヤマシロチョウ保護のため、食草の「メギの木」の植樹を実施。

日時	平成24年6月15日(金)
場所	入笠山
参加人数	49人(高遠小・高遠北小4年生)

ウ 新山「トンボの楽園」保護・整備活動

環境省が行う、自然環境保全基礎調査の指標昆虫の一つであるハッチョウトンボを始め、多くのトンボが生息する「トンボの楽園」の保護や整備を地元保護育成会と協働して実施。

内 容
・観察会の実施
・環境整備(年2回) 草刈等
・新たに1種類のトンボを確認(計44種類)

(6) 環境美化

ア 散乱空き缶等拾集

月	参加人数 (人)	空き缶		空きビン		ペットボトル		その他 (袋)
		(個)	(袋)	(本)	(袋)	(本)	(袋)	
6	8,045	2,434	155	450	30	1,002	60	464
11	10,728	2,906	128	687	45	1,445	93	755
3	11,726	5,684	103	1,245	40	2,537	52	913
計	30,499	11,024	386	2,392	115	4,984	205	2,132

(7) 環境教育

ア 子どもエコツアー

市内小学4年生の児童を対象とし、学校の環境学習に合わせて施設見学を行うことにより、環境への関心を高めることを目的として実施。

実施回数	20回
参加校	13校
参加人数	567人

イ 全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）

星空観察という方法により、大気環境、特に光害（ひかりがい）について学習することを目的として実施。

日時	平成24年8月10日（金）
場所	長野県伊那文化会館プラネタリウム・春日公園
内容	天の川、こと座などの観察
参加人数	56人

(8) 補助

ア 住宅用太陽熱利用システム設置補助

件数：30件

補助総額：898千円

2 平成24年度 廃棄物処理事業

(1) 廃棄物処理

ア 処理費用

人口	世帯数	処理費	処理量	1人当り 処理費	1世帯当り 処理費	1人1日 排出量
70,579人	26,714世帯	641,291千円	19,153 t	9,086円	24,006円	743g

イ 処理量

(単位：トン)

種類	H23年度	前年対比 (%)	H24年度	前年対比 (%)
燃やせるごみ	12,420.15	0.82	12296.33	-1.00
燃やせないごみ	2,135.07	0.21	2,097.37	-1.77
(内) 鉄	286.85	-4.10	256.59	-10.55
(内) アルミ	12.10	-10.96	9.03	-25.37
(内) 雑品	140.23	-6.09	138.77	-1.04
資源プラスチック	792.16	7.22	787.64	-0.57
古紙類	3,578.21	12.34	3,287.41	-8.13
びん類	392.49	-16.28	401.57	2.31
スチール缶	50.04	1.17	45.96	-8.15
アルミ缶	65.75	-0.87	61.40	-6.61
牛乳パック	7.79	-17.74	8.26	6.03
ペットボトル	101.41	-8.19	87.89	-13.33
廃食用油	8.42	12.07	8.16	-3.04
衣類	7.77	—	39.54	408.88
有害ごみ	18.12	-39.88	28.01	54.58
その他	4.41	173.91	3.06	-30.61
合計	19,581.79	2.43	19,152.61	-2.19
資源化量	5,465.75	6.55	5,163.29	-5.53
資源化率 (%)	27.91	4.02	26.96	-3.42

(2) ごみの組成

(%)

可燃物 (平均値)

紙・布類	65.0
プラスチック	10.2
木・竹・植物類	7.1
厨芥物	12.1
不燃物類	1.4
その他	4.2

不燃物

鉄・アルミ	14.8
可燃物	28.0
不燃物	42.5
プラスチック	14.7

- ※ 可燃物は乾燥後の重量比、測定は5月、8月、11月、2月の年4回
- ※ 不燃物は破碎後の重量比、年間処理量の割合

(3) 補助

ア 生ごみ処理容器等購入補助

台数：184台

<内訳>

電気式：172台

容器式：12台

金額：5,222千円

イ ごみ収集ステーション設置補助

件数：8件

金額：625千円

3 平成24年度 事業の沿革

(平成24年)

5月

ごみゼロ運動実施

6月

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正
衣類回収実施

9月

伊那市地球温暖化対策地域エコリーダー協議会設置

10月

伊那市環境展開催
衣類回収実施

12月

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正

(平成25年)

3月

伊那市環境保全条例改正

伊那市環境保全条例施行規則改正

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正

4 条例等改正状況

伊那市環境保全条例

(平成25年伊那市条例第8号)

第2条に次の1号を加える。

(3) 水資源 生活用水、農業用水又は工業用水の資源として使用する地下水、表流水、伏流水及び湧水等をいう。

第13条の次に次の1条を加える。

(水資源採取施設設置の許可申請等)

第13条の2 水資源を採取するための施設(以下「水資源採取施設」という。)を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受け、又は市長に届出をしなければならない。

第14条第1項及び第2項中「前条」を「第13条」に改める。

第15条を次のように改める。

(指示及び助言)

第15条 市長は、第13条の届出事項の内容が、規制基準に適合しないと認めるとき又は既に設置されている特定施設及び規則で定める特定施設以外のもの(以下「特定施設等」という。)のうち、当該施設が規制基準に適合しないと認めるときは、規則で定める期間内に、当該届出者又は当該設置者に対して、当該施設の構造及び施設の使用又は管理の方法等について、環境の保全上の支障の除去又は防止に必要な事項を指示又は助言することができる。

2 市長は、水資源を採取しようとする者(以下「水資源採取者」という。)が水資源採取施設から採取したことにより、周辺の水資源採取施設の水位の低下等を引き起こしたと認めるときは、当該水資源採取者及び周辺の水資源採取者に対して、採取量を減少させ、又は採取を中止し、その原因を究明することについて指示又は助言することができる。

第16条を次のように改める。

(改善勧告)

第16条 市長は、前条の規定による指示に従わない特定施設等設置者又は水資源採取者に対して、期間を定めて改善の措置を講ずるよう勧告(以下「改善勧告」という。)することができる。

第17条の見出しを「(改善命令及び氏名等の公表)」に改め、同条中「前条の規定による勧告」を「改善勧告」に、「同条」を「前条」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市長は、改善命令を受けた者が、正当な理由なくしてその改善命令に従わないときは、当該改善命令に従わない内容、その者の氏名及び住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表をされることとなる者に対し、その理由を通知するとともに弁明の機会を与えなければならない。

第19条の見出しを「(一時停止命令等)」に改め、同条第1項中「(特定施設の設置者に限る。)」を削り、「特定施設の設置者」を「特定施設等の設置者及び水資源採取者」に改め、「施設の操業」の次に「又は水資源の採取」を加え、同条第2項中「第17条」を「第17条第1項」に改める。

第41条の見出し中「地下水等」を「水資源」に改め、同条第1項を次のように改める。

何人も、水資源は生活に欠くことのできない地域共有の財産という認識に立ち、将来にわたり豊かな水資源の恵みが受け継がれるよう努めなければならない。

第41条第2項中「地下水源」を「市長は、水資源」に、「地下水等の合理的な利用と開発」を「水資源の合理的な利用を図るため、開発等」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「地下水等」を「水資源」に改め、同項を同条第3項とする。

第43条第1項中「特定施設の設置者」を「特定施設等設置者及び水資源採取者」に改める。

第45条第1項中「10万円」を「50万円」に改め、同項第1号中「第17条」を「第17条第1項」に改め、同条第2項中「3万円」を「30万円」に改め、同項第1号中「第13条」の次に「又は第13条の2」を加え、「届出をせず」を「届出若しくは許可申請をせず」に、「届出をした者」を「届出若しくは許可申請をした者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした改正前の伊那市環境保全条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の伊那市環境保全条例第41条第3項の規定によりなされた許可又は許可の申請は、この条例による改正後の伊那市環境保全条例第13条の2の規定によりなされた許可又は許可の申請とみなす。

伊那市環境保全条例施行規則

(平成25年伊那市規則第16号)

第5条の見出しを「(指示及び助言)」に改め、同条中「第15条」の次に「第1項」を加える。

第7条中「第17条」の次に「第1項」を加え、「同条」を「同項」に改める。

第9条の見出しを「(一時停止命令)」に改め、同条中「特定施設一時操業停止命令書」を「一時停止命令書」に改める。

第10条を削り、第10条の2を第10条とする

第11条の見出し中「地下水等」を「水資源」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

条例第13条の2の規定により、水資源を採取しようとする者(以下「水資源採取者」という。)で次の各号のいずれかに該当する場合は、水資源採取許可申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。ただし、国及び県の機関が本文の規定に該当する行為をしようとするときは、この限りでない。

(1) 揚水機の吐出口の断面積(吐出口が同一敷地内に2以上あるときはその断面積の合計。以下この規則において同じ。)が5平方センチメートル以上のものを用いて水資源を採取するために掘削する者

(2) 横井戸を掘削する者

(3) 河川法(昭和39年法律第167号)及び関係法令の適用を受けない河川等の表流水又は伏流水を採取しようとする者

2 水資源採取許可申請書には、次の事項を記載し、条例第13条の2に規定する水資源採取施設(以下「水資源採取施設」という。)の位置場所を示す図面その他市長が定める書類を添付しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 水資源の用途

(3) 水資源採取施設の設置場所(採取場所)

(4) 水資源採取施設のストレーナーの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積

(5) 揚水量(採取量)

第11条第4項中「第43条第3項」を「第41条第3項」に、「地下水等保全地域から地下水等を採取するため井戸」を「水資源保全地域へ水資源採取施設」に改める。

第12条の見出し中「地下水等」を「水資源」に改め、同条第1項中「伊那市環境審議会の意見を聴き、当該申請に係る井戸が次に掲げる条件を満たすときは」を「当該申請に係る水資源採取施設を次に掲げる条件に照らし許可するに相当と認めるときは、伊那市環境審議会の意見を聴き」に改め、同項第1号及び第2号中「地下水等」を「水資源」に改め、同項第4号中「井戸」を「水資源採取施設」に改め、「断面積」の次に「の合計」を、「センチメートル以上)」の次に「及び水道施設並びに農業用水施設」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 当該水資源採取施設の周辺の水資源採取施設(当該水資源採取施設から200メートルの範囲内にある水資源採取施設。以下この規則において同じ。)の設置者に周知が行われ、了承が得られているとき。

第12条第2項中「生活環境の保全に必要な限度において条件」を「次に掲げる条件」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 水資源の採取量を測定するための量水器等を設置すること。

(2) 水資源の採取量及び採取施設の水位を測定し、並びに水資源の水質を検査し、

その結果を市長に報告すること。

(3) 水資源の採取を始めたことにより、当該水資源採取施設又は周辺の水資源採取施設に水位の低下、採取量の減少、枯渇、水質の変化又は地盤沈下等の現象を認められたときは、速やかに市長へ報告するとともに、採取量を減少させ、又は採取を中止し、その原因を究明すること。

(4) 周辺の水資源採取施設の水位の低下等が、当該設置許可を受けた水資源採取施設からの採取に起因していることが明らかになったときは、影響を与えた者に対し必要な処置を講ずること。

(5) 前各号に掲げるもののほか環境の保全に必要な事項

第13条(見出しを含む。)中「井戸」を「水資源採取施設」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第11条第1項又は第4項の規定による許可を要しない者で水資源採取施設を設置したものは、速やかに水資源採取施設設置届(様式第10号)により市長にその旨届け出なければならない。

第15条の見出し中「地下水等」を「水資源」に改め、同条第1項中「地下水等採取変更許可申請書」を「水資源採取変更許可申請書」に改め、同条第2項中「井戸により地下水等を採取している者は」を「水資源採取者で」に、「地下水等採取変更許可申請書」を「水資源採取変更許可申請書」に改める。

第16条中「井戸」を「水資源採取施設」に改める。

様式第3号から様式第5号までの規定中「工場又は事業所」を「事業所等」に、「特定施設名称等」を「施設名称等」に改める。

様式第6号中「工場又は事業所」を「事業所等」に改める。

様式第7号中「特定施設一時操業停止命令書」を「一時停止命令書」に、「操業」を「操業又は水資源採取」に、「工場又は事業所」を「事業所等」に、「特定施設名称等」を「施設名称等」に改める。

様式第8号中「地下水等」を「水資源」に、「井戸」を「水資源採取施設」に、

井戸のストレーナーの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積	
添付書類	1 井戸設置場所を示す図面

」を

水資源採取施設のストレーナーの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積	
揚水量(採取量)	m ³ /日
添付書類	1 水資源採取施設設置場所を示す図面

」に

改める。

様式第9号中「地下水等採取」を「水資源採取」に、「井戸」を「水資源採取施設」に、「地下水等を多量に採取した場合における地下水等の復元は容易ではないこと理解

し、地下水等の乱用をしてはならない。」を「水資源は生活に欠くことのできない地域共有の財産という認識に立ち、将来にわたり豊かな水資源の恵みが受け継がれるよう努めなければならない。」に、「現状」を「原状」に改める。

様式第10号中「井戸」を「水資源採取施設」に、「井戸設置完了届」を

「水資源採取施設 設置
設置完了 届」に改める。

様式第11号中「地下水等」を「水資源」に、「井戸」を「水資源採取施設」に、

井戸のストレーナーの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積	
添付書類	1 井戸設置場所を示す図面

」を

水資源採取施設のストレーナーの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積	
揚水量（採取量）	m ³ /日
添付書類	1 水資源採取施設設置場所を示す図面

」に

改める。

様式第12号中「井戸」を「水資源採取施設」に改める。

様式第13号中「特定施設の設置者」を「特定施設等設置者及び水資源採取者」に、「3万円」を「30万円」に改める。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。ただし、第10条を削り、第10条の2を第10条とする改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(平成 24 年伊那市条例第 35 号)

目次中「関係者の責務」を「関係者の責務等」に改める。

第 4 条第 2 項の表中

「

錦町さわやかトイレ	伊那市荒井 3416 番地 1
-----------	-----------------

」を

「

錦町さわやかトイレ	伊那市荒井 3416 番地 1
三峰川レストパークトイレ	伊那市美篤 5392 番地 4

」に

改める。

「第 2 章 関係者の責務」を「第 2 章 関係者の責務等」に改める。

第 5 条第 2 項中「処理施設」を「前条第 1 項に規定する施設(以下「処理施設」という。)」に改める。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(技術管理者の資格)

第 7 条の 2 処理施設に置く技術管理者に係る法第 21 条第 3 項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和 18

年勅令第 36 号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 25 年伊那市条例 15 号)

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

(平成25年伊那市規則第18号)

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第2号中「はって」を「貼って」に、「はらない」を「貼らない」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「あて先」を「宛先」に、「すべて」を「全て」に、「5 住民票の写し又は外国人登録証明書及び登記事項証明書又は登記簿の謄本」を「5 住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本」に改める。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、「3 住民票の写し又は外国人登録証明書及び登記事項証明書又は登記簿の謄本(法人である場合は法人役員全員のもの)」を「3 住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本(法人である場合は法人役員全員のもの)」に改める。

様式第11号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第12号中「あて先」を「宛先」に、「○をつけ」を「○を付け」に改め、「又は外国人登録証明書」を削る。

様式第13号中「あて先」を「宛先」に改め、「又は外国人登録証明書」を削る。

様式第14号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(平成25年伊那市規則第10号)

第4条の2を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

平成 25 年度 伊那市環境報告書

伊 那 市

〒396-8617

長野県伊那市下新田 3050 番地

市民生活部生活環境課

TEL:0265-78-4111 内線:2212

FAX:0265-74-1260

E-mail:sei@inacity.jp
